

危険物規制のあらまし

1 はじめに

広い意味での危険物とは、引火性物質、発火性物質、爆発性物質、有毒性物質、放射性物質など、社会生活を営む上で常に危険性を含んでいる物質を総称して呼ばれています。

これらの物質の貯蔵・取扱い方法などは、消防法、高圧ガス保安法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法などの法律によってそれぞれ規制され、安全が守られています。

2 消防法で規制する危険物

消防法で規制する危険物は、①火が着きやすい、②急激に燃え広がりやすい、③自然発火しやすい、④水での消火が難しいなどの特性を持つ物質を第一類から第六類までのグループに分けて消防法別表第1に定め、危険物の規則に関する政令別表3でその指定数量を定めています。

日常生活に欠くことのできないガソリン、灯油、軽油、重油などは第四類（引火性液体）の危険物として規制されています。

3 危険物の指定数量

それぞれの危険物について、その危険性を考慮して危険物の規制に関する政令第1条の11及び別表第3で定められた一定の数量のことを言います。例えば、ガソリンは200・、灯油は1,000・です。（裏面を参考）

4 少量危険物

指定数量の5分の1（0.2倍）以上、指定数量未満の危険物を「少量危険物」と言います。
（0.2倍 ≤ 少量危険物 < 1.0倍 = 指定数量）

例1	ガソリン	40・以上	～	200・未満
例2	灯油・軽油	200・以上	～	1,000・未満
例3	重油	400・以上	～	2,000・未満

5 指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合

指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取扱う施設の位置、構造、設備について、事前に市町村長等の許可を受け、消防機関が実施する完成検査が完了しないと、危険物施設を使用することができません。東京都（稲城市・東久留米市は除く。）の場合は、東京都知事から委任を受けた東京消防庁消防総監が許認可事務を行っています。また、危険物を取り扱う場合には危険物取扱者の資格が必要です。

6 少量危険物を貯蔵し又は取り扱う場合

少量危険物を貯蔵し又は取扱う施設の位置、構造、設備について、施設を設置しようとする10日前までに消防署長に届出、検査を受けなければなりません。

★ 取扱いの基準にあつては施設ごとに定められています。なお詳細については、所轄の消防署へご相談、お問い合わせ下さい。

危険物の品名と指定数量一覧表

類別	性質	品名	性質	指定数量	
第一類	酸化性固体	<ul style="list-style-type: none"> ・塩素酸塩類 ・無機過酸化物 ・臭素酸塩類 ・よう素塩類 ・重クロム酸塩類 ・その他のもので危政令で定めるもの ① 過よう素酸塩類 ② 過よう素酸 ③ クロム、鉛、又はよう素の酸化物 ④ 亜硝酸塩類 ⑤ 次亜塩素酸塩類 ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・過塩素酸塩類 ・亜塩素酸塩類 ・硝酸塩類 ・過マンガン酸塩類 	第1種酸化性固体 50・ 第2種酸化性固体 300・ 第3種酸化性固体 1,000・	
		<ul style="list-style-type: none"> ・硫化りん ・赤りん ・硫黄 ・鉄粉 ・金属粉 ・マグネシウム ・その他のもので危政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの ・引火性固体 	第1種可燃性固体 100・ 第2種可燃性固体 500・		
第三類	自然発火性物質・禁水性物質	<ul style="list-style-type: none"> ・カリウム ・ナトリウム ・アルキルアルミニウム ・アルキルリチウム 		10・	
		・黄りん		20・	
		<ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く） ・アルカリ土類金属 ・有機金属化合物（アルキルアルミニウム・アルキルリチウムを除く） ・金属の水素化物・金属のりん化物 ・その他のもので危政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 	第1種自然発火性物質・禁水性物質 10・ 第2種自然発火性物質・禁水性物質 50・		
		<ul style="list-style-type: none"> ・その他のもので危政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 	第1種自然発火性物質・禁水性物質 300・		
第四類	引火性液体	特殊引火物	ジエチルエーテル・二硫化炭素など	50・	
		第1石油類	ガソリン・トルエン・ベンゼンなど	非水溶性液体	200・
			アセトン・メチルエチルケトンなど	水溶性液体	400・
		アルコール類	メチルアルコール・エチルアルコールなど		400・
		第2石油類	灯油・軽油・キシレンなど	非水溶性液体	1,000・
			酢酸など	水溶性液体	2,000・
		第3石油類	重油・クレオソート油など	非水溶性液体	2,000・
			エチレングリコール・グリセリンなど	水溶性液体	4,000・
第4石油類	ギヤー油・シリンダー油・潤滑油など		6,000・		
動植物油類			10,000・		
第五類	自己反応性物質	<ul style="list-style-type: none"> ・有機過酸化物 ・硝酸エステル類 ・ニトロ化合物 ・ニトロソ化合物 ・アゾ化合物 ・ジアゾ化合物 ・ヒドラジン誘導体 ・その他のもので危政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 	第1種自己反応性物質 10・ 第2種自己反応性物質 100・		
		<ul style="list-style-type: none"> ・過塩素酸 ・過酸化水素 ・硝酸 ・その他のもので危政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 	300・		
第六類	酸化性液体	<ul style="list-style-type: none"> ・過塩素酸 ・過酸化水素 ・硝酸 ・その他のもので危政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 		300・	

危険物の許可・届出の区分

品名 区分	第1石油類 ガソリン等 指定数量 200・	第2石油類 灯油等 指定数量 1,000・	第3石油類 重油等 指定数量 2,000・	第4石油類 潤滑油等 指定数量 6,000・	備 考
↑ 指定数量以上	許	可	施	設	消防法第10条第3項、 第4項の貯蔵・取扱い基 準及び、位置・構造・設 備の技術上の基準に適 合していること。 ★上記の基準に違反し た場合 罰則 消防法第41条、第42 条、第43条、第45条
↑ 指定数量未満 指定数量の 1/5以上	200・未満 40・以上	1,000・未満 200・以上	2,000・未満 400・以上	6,000・未満 1,200・以上	火災予防条例第30条、 第31条及び31条の 2の貯蔵・取扱い基準及 び、位置・構造・設備の 技術上の基準に適合し ていること。 ★上記の基準に違反し た場合 罰則 火災予防条例第66条
指定数量の 1/5未満	40・未満	200・未満	400・未満	1,200・未満	火災予防条例第30条 に定める貯蔵・取扱いの 遵守事項を守っている こと。 ★上記の事項に違反し た場合 罰則 火災予防条例第66条

品名の異なる2種類以上の危険物を貯蔵・取扱いする場合の規制

[Q1] 第1石油類のガソリン40・、第2石油類の灯油400・、第3石油類の重油500・を同じ場所で貯蔵・取扱う場合は、どのように規制されますか？

[A1] 貯蔵・取扱う危険物の数量を次の計算式により計算し、商の和が指定数量の1/5（0.2倍）以上、指定数量（1.0倍）未満の場合は少量危険物として規制されます。

計算式 $\frac{\text{ガソリンの貯蔵量}}{\text{第1石油類の指定数量}} + \frac{\text{灯油の貯蔵量}}{\text{第2石油類の指定数量}} + \frac{\text{重油の貯蔵量}}{\text{第3石油類の指定数量}} = \text{倍数}$

計算 $\frac{\text{ガソリン40ℓ}}{200ℓ} + \frac{\text{灯油400ℓ}}{1,000ℓ} + \frac{\text{重油500ℓ}}{2,000ℓ} = 0.85\text{倍}$

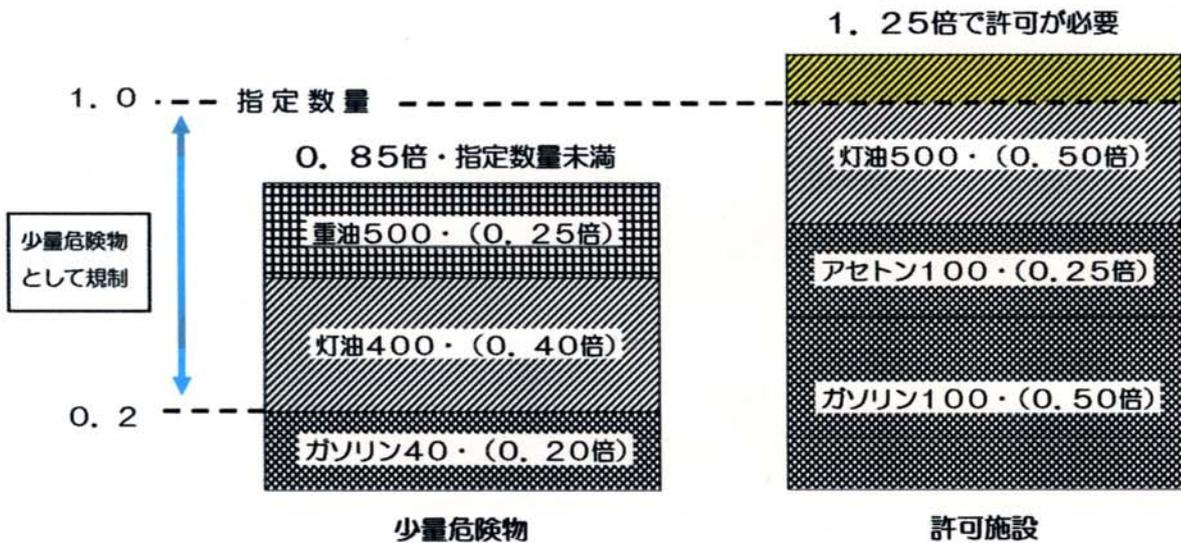
0.85倍は、指定数量の1/5（0.2倍）以上、指定数量（1.0倍）未満ですから、少量危険物に該当し、火災予防条例に定める基準に適合する場所又は設備で貯蔵・取扱わなければなりません。また、消防署へ届出し、消防職員による検査が必要になります。

[Q2] 第1石油類のガソリン100・、アセトン100・、第2石油類の灯油500・を同じ場所で貯蔵・取扱う場合は、どのように規制されますか？

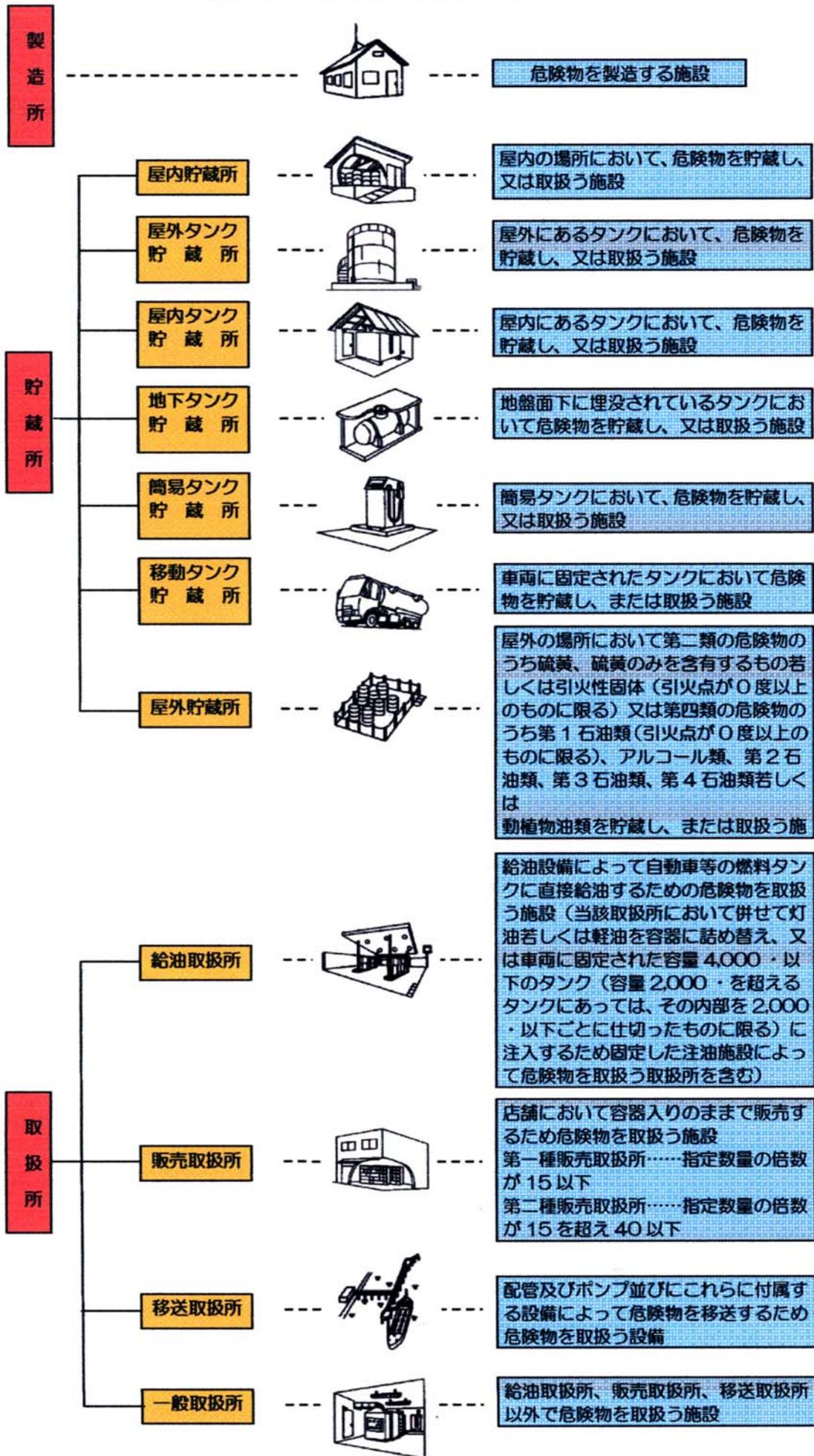
[A2] 計算式はQ1と同じです。

計算 $\frac{\text{ガソリン100ℓ}}{200ℓ} + \frac{\text{アセトン100ℓ}}{400ℓ} + \frac{\text{灯油500ℓ}}{1,000ℓ} = 1.25\text{倍}$

1.25倍は指定数量（1.0倍）以上となるので、消防署の許可と検査を受けた施設で、危険物取扱者（乙種第4類又は甲種）が貯蔵・取扱わなければなりません。



製造所等の区分



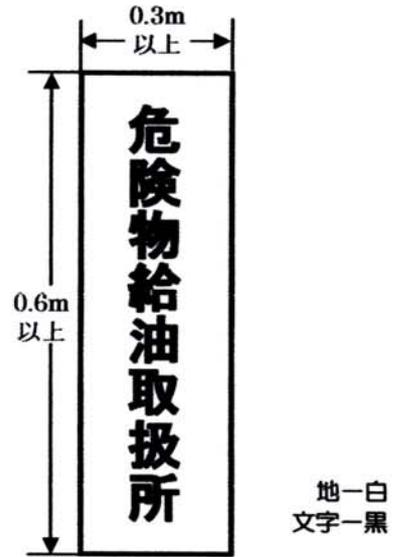
標識・掲示板

製造所等には、見やすい個所に危険物の製造所等である旨を示す標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けなければなりません。

1 標識

例 危険物給油取扱所

製造所等（移動式タンク貯蔵所を除く。）の標識は、幅 0.3m 以上、長さ 0.6m 以上、色は地を白色、文字を黒色とし、製造所等の名称（「危険物給油取扱所」等）を記載しなければなりません。



2 掲示板

危険物の性状に応じて、次の区分に従った注意事項を表示した掲示板を設けなければなりません。

〔第一類の危険物〕

アルカリ金属の過酸化物（含有物を含む）

〔第二類の危険物〕

引火性固体を除くすべて
引火性固体

〔第三類の危険物〕

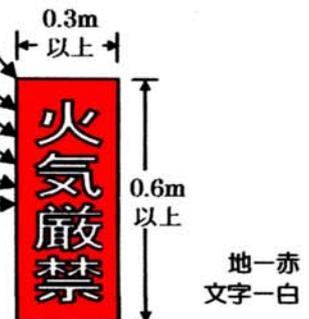
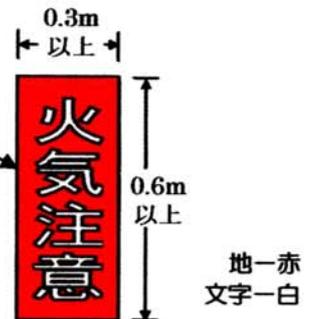
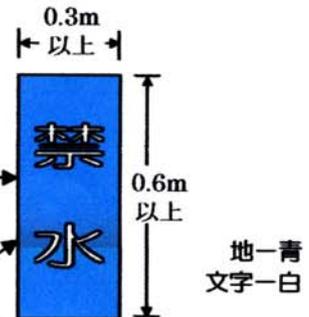
カリウム、ナトリウム等禁水性物品
自然発火性物品
アルキルアルミニウム、アルキルリチウム
黄りん

〔第四類の危険物〕

すべて

〔第五類の危険物〕

すべて



* 少量危険物や指定可燃物の場合は、横書きになります（火災予防条例施行規則第5条）。